

= 尼崎市職員労働組合との交渉記録 =

論 矣

平成 17 年度第 11 号
通 算 第 427 号
平成 17 年 12 月 22 日

尼崎市役所総務局
職員部給与課

支所・出張所統廃合にかかる合理化等について

平成 17 年 12 月 14 日（木）午後 4 時から午後 5 時 15 分まで、中央公民館視聴覚室において、市民課の支所・出張所の統廃合にかかる合理化を中心に交渉を行った。

具体的な交渉内容

1 支所・出張所の統廃合について

課題の要旨

これまでの支所・出張所の市民課機能を、平成 18 年 1 月から、利便性の高い阪神尼崎駅・阪急塚口駅・JR 尼崎駅の周辺にサービスセンターとして再配置することに伴い、新たに土曜日に証明書発行の業務を実施することによる勤務条件の変更についての提案を平成 17 年 6 月 22 日に行っている。（論点第 419 号参照）

しかしながら組合は、

- ・「施設統廃合ありき」が先行した話は納得できない。
- ・仮に施設統廃合を可としたとしても、エレベーターなどの施設設備が充実している保健センターへ統合されるべきである。
- ・現行の出張所に変わる証明コーナーで届出の受付をするのであれば、65 歳以上や障害者のみを対象にするのではなく、全市民を対象とすべきである。また納付書の再発行は行うのに、収納は受け付けず、近隣の金融機関へ市民に行ってもらおうという業務整理については、納得できるものではなく、このような窓口で混乱を招くことが確実な見直し内容については、現場サイドの感覚から理解できない。

と主張し、反対の立場を表明した。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>証明コーナーで届出業務の受け付けができる市民に差を設ける意味が理解できない。受付窓口で、市民に対して 65 歳以上なのか、障害者なのか、といったことを、いちいち確認したうえで対応しろということなのか。もしそうであれば、窓口でのトラブルは急増することになる。現場の職員からも対応方法について不安が広がっている。</p>	<p>証明コーナーでは、身分証明書の提示や障害者手帳の提示を求めたうえで生年月日等を確認し、対応することになる。</p> <p>なお、証明コーナー発足直後においては、65 歳未満の方や、障害者でない方も来所されることが想定されるが、そのような場合については、単に受付を断るのではなく、証明コーナーでは高齢者や障害者の方を対象として届出を受付している旨を説明し、来所者の事情も十分に汲んだなかで対応していく。また、次回からは本庁や最寄りのサービスセンターへ行っていただくように案内する。</p>
<p>これまでの出張所と証明コーナーでは配置される人員も同数であり、業務体制も今までどおりであり、全ての市民を対象としての証明書発行業務は可能である。にもかかわらず、あえて受付する市民と受付しない市民を区別する必要があるのか。合理的な理由がない限り、これは法の下での平等に反するものであり、明らかな市民サービスの後退である。</p>	<p>業務の効率化の観点から、支所・出張所の整理・統廃合を行うものであり、市民は、基本的には本庁が新たに整備されるサービスセンターを利用してもらいたいと考えている。</p> <p>しかしながら、市民や議会の意見を聞かなかで、サービスセンターまで行くことが困難な高齢者や障害者に配慮した結果、証明コーナーにおいて、一部の対象者に対して届出等の業務も取扱うものである。</p>
<p>効率化の観点は理解できなくはないが、そのために窓口業務の混乱を招くことは許されない。たとえ限られた体制であったとしても、業務内容については更に工夫の余地があるのではないか。</p>	<p>今回の見直しにかかる取扱業務の内容は、限られた体制の中で、執行可能な業務について予想件数や処理時間等を見極めるなかで決定したものである。</p> <p>しかしながら、1 月の実施以降、実際の来所者数や窓口の処理状況等については、十分</p>

	に検証していく必要はあると認識している。
その際は、現場の実態や職員の意見も十分に尊重し、組合とも協議を行うつもりはあるのか。	必要な内容については、引き続き協議していきたい。

課題解決への方向性

組合は、上記のとおり主張を行い、施設統合そのものについて反対を改めて表明した。これに対して当局は、既に市報などで1月からの統廃合を公表しているなかで、実施に向けた具体的な準備をすすめていくこととした。

2 福利厚生制度の見直し

課題の要旨

昨今、マスコミ等において、公務員に対する厚遇に関して様々な報道がなれているなかで、その項目のひとつである福利厚生事業について、各々の事業における公費負担のあり方を中心に見直しの論議が行われている。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
平成17年3月の春闘交渉の席上、当時の総務局長より、地方公務員等共済組合法の規定に準じ、本人掛金と事業主負担金は1対1とした適正な運営を行っているとの確認がなされたはずではないか。	春闘の席上での当局発言における、事業主負担の必要性は何ら変わらないものであり、今後も使用者として、職員の元気回復等にかかる制度を、適正な範囲で運用していくつもりである。 しかしながら、公務員の福利厚生制度に対する批判が根強いことは事実であり、時流に沿った形での制度の見直しは一定行っていく必要があると考えている。
「時流に沿った見直し」については否定するものではないが、春闘交渉時に1対1が適正と発言した以上、その考え方を変更するのであれば、交渉の場にあげて議論すべきでは	職員厚生会参与会は職員代表をメンバーに交えたなかで、6月から6回にわたって、具体的な議論を行っているところであり、職員の意見も十分に吸い上げられていると考えて

ないか。	<p>いる。</p> <p>この課題については、来年度予算への積み込み作業が迫るなかで、職員厚生会での決定を尊重したい。</p>
------	--

3 公金横領事件にかかる懲戒処分等について

課題の要旨

先日発覚した、職員の公金横領事件に関連し、管理監督の立場にあった職員の懲戒処分等が以下のとおり行われた。

健康福祉局長	1名	戒告
健康福祉局部長	2名	10%の減給1ヶ月
健康福祉局課長	1名	10%の減給3ヶ月
健康福祉局課長	1名	訓戒
健康福祉局課長補佐	1名	10%の減給3ヶ月

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
現場の職員ばかりが処分の対象となっているが、保護課のような、公金を頻繁に扱う部署に人事配置した人事課には、責任がないと考えているのか。	事件を起こした職員が、経済的に困窮していたという情報は、保護課に配置した後の5月以降に判明したものである。その後、生活再建に向けて本人に指導を行う等、適切な対応を行っている。
公金管理の取扱いなどについて、再度の啓発や周知を行っているようであるが、金銭にからむ分野だけでなく、公務員の不祥事全体の再発防止に向けた議論をきっちり行っていくべきではないか。	このような不祥事を未然に防ぐためには、個人だけではなく、組織全体として、公金取扱業務の検証及び服務規律の確保については取り組んでいかなければならない課題であると認識している。

以上
(給与課)